

委員会提出議案第 1 号

石垣市議会ハラスメント防止条例

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。

令和 8 年 6 月 24 日

提出者 宮 良 操

賛成者 平 良 秀 之

〃 長 浜 信 夫

〃 箕 底 用 一

〃 井 上 美智子

〃 友 寄 永 三

〃 長 山 家 康

〃 花 谷 史 郎

〃 伊良部 和 摩

〃 新 里 裕 樹

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

石垣市議会におけるハラスメントの防止のための措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が発生した場合には被害者に配慮した適切な対応を行うことにより、全ての者が個人の能力を十分に発揮することができる良好な職場環境を確立するため。

石垣市議会ハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、議員及び職員が身分、職位及び職責にかかわらず、互いに信頼し、人権を尊重することで、職場におけるハラスメントの防止のための措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が発生した場合には被害者に配慮した適切な対応を行うことにより、全ての者が個人の能力を十分に発揮することができる良好な職場環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント 次に掲げる行為をいう。

ア パワー・ハラスメント 職務上の地位、権限又は優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、相手に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は生活環境を悪化させる行為

イ セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感を与え、又は不利益を与える行為

ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠、出産、育児、介護等に関する言動により、相手の活動を阻害し、又は精神的苦痛を与える行為

エ 議会の活動等において、大きな声を出して威嚇し、又は恫喝することにより、相手の人格を否定し、若しくは尊厳を傷つける行為

オ 前各号に掲げるもののほか、特定の個人を誹謗中傷し、又は不当に差別する行為

(2) 職員等 石垣市部局に勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する職員をいう。）及びこれに準ずる者として議長が定めるものをいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員間又は議員と職員等との間において生じたハラスメントについて適用する。

(議長の責務)

第4条 議長は、健全な議会活動が行えるよう、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

2 議長は、ハラスメントを起因とする問題が生じた場合は、被害を受けた者の心身の苦痛の軽減及び回復を図るため、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

(議員の責務)

第5条 議員は、市民の代表者として高い倫理観を持ち、互いの人格を尊重し、ハラスメントが重大な人権侵害であることを自覚して、その防止に努めなければならない。

2 議員は、他の議員によるハラスメントに該当するおそれのある行為を認めたときは、当該議員に対し厳に慎むよう指摘するよう努めるものとする。

(相談窓口の設置)

第6条 議長は、ハラスメントに関する相談に対応するため、相談窓口を議会事務局に設置するものとする。

(苦情処理委員会)

第7条 ハラスメントに関する事実関係の調査及び審査を行うため、石垣市議会ハラスメント苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

(公表及び措置等)

第8条 議長は、委員会によりハラスメントの事実が確認されたときは、当該議員に対し、是正の勧告、指導、謝罪の勧告等を行うものとする。

2 議長は、前項の勧告等を受けた議員がこれに従わないときは、その旨及び当該議員の氏名並びに事案の概要を、市広報紙、議会広報及び市公式ウェブサイト等への掲載により、速やかに公表するものとする。

3 議長は、第1項の規定により事実が確認された場合において、当該行為が議員として著しく品位を欠き、議会の名誉を傷つけるものと認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第133条の規定に基づく懲罰の動議の提出を検討し、又は当該議員に対する辞職勧告決議案の提出等、必要な法的若しくは政治的措置を講ずるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 何人も、ハラスメントに関する相談をしたこと、又は事実関係の調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けてはならない。

(プライバシーの保護及び秘密の保持)

第 10 条 相談窓口の職員及び委員会の委員は、ハラスメントの当事者及び関係者のプライバシーに十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(議長の職務代行)

第 11 条 議長がハラスメントに関する問題の当事者である場合は副議長が、議長及び副議長が共に問題の当事者である場合は当該ハラスメントの当事者に当たらない議員のうち在職回数が多く、かつ、年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(市長等との連携)

第 12 条 議長は、職員等に係るハラスメントの事実が確認された場合又は調査が必要な場合、市長その他の任命権者に対し、速やかにその情報を共有し、連携して対応に当たるものとする。

(研修等)

第 13 条 議長は、ハラスメントの防止を図るため、議員に対し、毎年少なくとも 1 回研修を実施しなければならない。ただし、一般選挙が行われた年は、当該選挙後速やかにこれを行わなければならない。

(継続的な検討)

第 14 条 議会は、この条例の施行状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。